



兵庫労働局発表
平成30年11月29日(木)

【照会先】
雇用環境・均等部企画課
企画課長 谷本 俊江
課長補佐 高野 英樹
電 話 078-367-0700

「兵庫地方働き方改革推進会議」を開催します

～兵庫県内の中小企業の働き方改革を推進し、魅力ある職場づくりを支援します～

兵庫労働局(局長 畑中 啓良)では、兵庫県における働き方改革について情報共有・意見交換を行うため、労使団体、兵庫県を構成員とする「兵庫地方働き方改革推進会議」を設置しています。

本年6月29日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、順次施行されることになりました。このうち「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(改正雇用対策法)において、国は、中小企業の取組を推進するため、地方の関係者により構成される協議会の設置等の連携体制を整備するよう努めるものとされています。

このため、本推進会議を法に基づく“協議会”として位置付け、新たに商工団体や金融機関等にも参画いただいて、関係者の連携のもと、中小企業における働き方改革の推進と人材確保に取り組むこととしています。

なお、協議会としての第1回会合を下記により開催し、中小企業支援に係る合意形成を図る予定です。

1 日 時

平成30年12月4日(火) 午前10時～正午

2 場 所

兵庫労働局 第1共用会議室

(神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15F)

3 構 成 員

別紙参照

4 議 題

- (1) 働き方改革関連法の概要及び国の中小企業・小規模事業者支援施策について
- (2) 各構成団体における中小企業支援の取組、国への意見・要望等について
- (3) 意見交換 等

5 その他

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)

- ・第十条の三 国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

◆取材を希望される場合には、事前に兵庫労働局雇用環境・均等部企画課(担当:高野、砂川 ☎078-367-0700)まで、連絡をお願いします。

※撮影は、冒頭の兵庫労働局長の挨拶までとさせていただきますが、傍聴は会議終了まで可能です。

兵庫地方働き方改革推進会議 構成員名簿

所 属	職 名	氏 名
日本労働組合総連合会兵庫県連合会	会 長	辻 芳 治
兵庫県経営者協会	会 長	三 原 修 二
兵庫県商工会議所連合会	会 頭	家 次 恒
兵庫県商工会連合会	会 長	志 智 宣 夫
兵庫県中小企業団体中央会	会 長	中 村 孝
一般社団法人兵庫県信用金庫協会	会 長	橋 本 博 之
株式会社みなと銀行	取 締 役 頭 取	服 部 博 明
株式会社但馬銀行	頭 取	倉 橋 基
兵庫県	知 事	井 戸 敏 三
兵庫労働局	局 長	畑 中 啓 良